

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法 律〕

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(一〇五)
- 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(一〇六)
- 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(一〇七)
- 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(一〇八)
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(一〇九)
- 関税暫定措置法の一部を改正する法律(一一〇)
- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律(一一一)
- 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律(一一二)

〔政 令〕

- 統計法施行令の一部を改正する政令(二六〇)

五 六 七 八 九 一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇 二一 二二 二三 二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

- 平成二十六年十月十三日及び同月十四日の暴風雨による兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(三六一)
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(三六二)
- 金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(三六三)
- 下水道法施行令の一部を改正する政令(三六四)
- 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(三六五)

〔府 令〕

- 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府七)
- 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同七二)

〔省 令〕

- 薬事工業生産動態統計調査規則の一部を改正する省令(厚生労働二二七)

〔規 則〕

- 人事院規則九一六(俸給の調整額)の一部を改正する人事院規則(人事院九一六七)
- 人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する人事院規則(同九一八七)
- 人事院規則九一三四(初任給調整手当)の一部を改正する人事院規則(同九一三四一)

- 人事院規則九一四〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する人事院規則(同九一四〇一)
- 平成二十六年改正法附則第二条の規定による最高の号俸を超える俸給月額を受ける任期付職員の俸給月額の切替え(同九一三六)
- 平成二十七年一月一日における昇給に関する人事院規則九一八(初任給、昇格、昇給等の基準)の特例(同九一三七)

〔国会事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

人事院規則二一四(人事院の職員に対する権限の委任)第二項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関する、決定した件(人事院公示二五)

〔公 告〕

裁判所
諸事項
破産、再生関係

本号で公布された
法令のあらまし

◇一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(法律第一〇五号)(内閣官房)

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正関係

1 俸給表の改定

(一) 指定職俸給表を除く全ての俸給表の俸給月額を改定することとした。(法第一条の規定による改正後の別表第一、別表第一〇関係)

(二) 医療職俸給表(一)を除く全ての俸給表の俸給月額を改定することとした。(法第二条の規定による改正後の別表第一、別表第七、別表第八口及びハ並びに別表第九、別表第一一関係)

2 諸手当の改定

(一) 初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を改定すること等とした。(第一〇条の四関係)

(二) 通勤手当について、交通用具使用者に対する手当の月額を改定することとした。(第一二条関係)

(三) 勤勉手当について、二月期の支給割合を一〇〇分の八一・五(特定管理職員にあっては一〇〇分の一〇二・五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあっては一〇〇分の九二・五)に引き上げること等とした。(法第一条の規定による改正後の第十九条の七及び附則第一項関係)

(四) 地域手当の級地区分及び支給割合を見直すこととした。(第一一条の三、第一一条の五関係)

(五) 広域異動手当の支給割合を改定することとした。(第一一条の八関係)

(六) 単身赴任手当について、基礎額及び職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を改定することとした。(第一二条の二関係)

5 虚偽の特定原産品申告書等を交付した者等に
対する罰則
虚偽の記載をした特定原産品申告書等を交付
した者、及び税関職員による質問検査を正当な
理由がなく忌避した者等を罰金に処することと
した。(第九条、第一一条関係)

6 その他
用語の定義並びに農林水産大臣及び経済産業
大臣との協力等について、所要の規定を設ける
こととした。(第二条、第六条、第八条関係)

7 施行期日
この法律は、協定の効力発生の日から施行す
ることとした。

◇統計法施行令の一部を改正する政令(政令第三
六〇号)(総務省)

1 薬事法等の一部を改正する法律(平成二五年
法律第八四号)の施行に伴い、別表第二の七の
項に規定する医薬品、医薬部外品及び医療機器
に関する毎月の生産の実態等を明らかにするこ
とを目的とする基幹統計の目的について所要の
改正を行うこととした。(別表第二関係)

2 この政令は、薬事法等の一部を改正する法律
の施行の日(平成二六年一月二五日)から施
行することとした。

◇平成二六年十月十三日及び同月十四日の暴風
雨による兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係る
災害についての激甚災害並びにこれに対し適用
すべき措置の指定に関する政令(政令第三六一
号)(内閣府本府)

1 平成二六年一〇月二三日及び同月四日の暴
風雨による兵庫県洲本市及び淡路市の区域に係
る災害を激甚災害として指定することとした。
2 当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用
することとした。
(一) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別
措置
(二) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要
額への算入等

3 この政令は、公布の日から施行することとし
た。

◇金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部
の施行期日を定める政令(政令第三六二号)(金
融庁)

1 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成
二四年法律第八六号)附則第一一条第三号に掲げる
規定の施行期日は平成二七年九月一日とするこ
ととした。

◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令
(政令第三六三号)(金融庁)

1 金融商品取引業から除かれている店頭デリバ
ティブ取引のうち、電子取引基盤を提供する行
為を金融商品取引業として定めることとした。
(第一条の八の六関係)

2 電子取引基盤の提供を行う金融商品取引業者
の最低資本金の金額を三億円とすることとし
た。(第一五条の七関係)

3 当局の許可を得て金融商品取引業者等に電子
取引基盤の提供を行う外国の業者として電子取
引基盤の提供を行うことができる場合として、
有価証券関連業を行う者を相手方とする場合に
準ずる場合等を定めることとした。(第一七条の
一〇の二関係)

4 電子取引基盤の提供を行う外国の業者の許可
にあたり必要となる同種類の取引に係る経験年
数を一年とすることとした。(第一七条の一〇の
四関係)

5 電子取引基盤の提供を行う外国の業者の最低
資本金の金額を三億円とすることとした。(第一
七条の一〇の五関係)

6 この政令は、金融商品取引法等の一部を改正
する法律附則第一一条第三号に掲げる規定の施行
の日(平成二七年九月一日)から施行すること
とした。

◇下水道法施行令の一部を改正する政令(政令第
三六四号)(国土交通省)

1 特定事業場から公共下水道又は流域下水道に
排除される下水に含まれるカドミウム及びその
化合物に係る排水基準を強化することとした。
(第九条の四関係)

2 この政令は、平成二六年二月一日から施行
することとした。

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令(政
令第三六五号)(厚生労働省)

1 健康保険法施行令の一部改正関係(第一条関
係)

1 出産育児一時金等の額について、四〇万四、
〇〇〇円とすることとした。
2 七〇歳未満の被保険者等に係る高額療養費
及び高額介護合算療養費について、新たに標
準報酬月額八三万円以上の者の区分及び標準
報酬月額二六万円以下の者の区分を設けると
ともに、それぞれの区分における算定基準額
等を定めることとした。
3 指定健康保険組合における指定の要件及び
健康保険組合の準備金の積立について、当
分の間、保険給付に要した費用の額について
は、一年度当たりの平均額の二二分の二とす
る特別措置を設けることとした。

二 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等
の一部改正関係(第二条、第一一条関係)

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令、
船員保険法施行令、私立学校教職員共済法施行
令、国家公務員共済組合法施行令、国民健康保
険法施行令、地方公務員等共済組合法施行令、
介護保険法施行令、健康保険法等の一部を改正
する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によ
りなおその効力を有するものとされた介護保険
法施行令、独立行政法人日本スポーツ振興セン
ター法施行令及び高齢者の医療の確保に関する
法律施行令について、一の改正内容に準じた改
正を行うこととした。

三 施行期日等
1 経過措置(附則第二條、第二五條関係)
この政令の施行に関し、必要な経過措置を
定めることとした。

2 施行期日
この政令は、平成二七年一月一日から施行
することとした。ただし、一〇三及び一一一
の三に準じた改正に係る部分に限る。に掲げ
る事項は、公布の日から施行することとした。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年十一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

八 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円)から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

二 前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより保険者の認定を受けている者 五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第四十三条の三第一項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「五十三万円」を「八十三万円」に、百二十六万円を「二百十二万円」に改め、同項第三号中「前号」を「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者 百四十一万円

四 基準日の属する月の標準報酬月額が二十八万円未満の被保険者(次号に掲げる者を除く) 六十万円

第四十四条第一項中「第四十二条第一項第二号」及び「第二項第二号」の下に「から第四号まで」を、「第七項第一号」及び「第四十三条第一項第一号」の下に「から二まで」を加え、同条第二項中「第四十三条の三第一項から第三項まで(第一項第二号)の下に「から第四号まで」を加える。附則第六条を削る。

附則第五條第一項中「附則第五條第一項」を「附則第六條第一項」に改め、同条を附則第六條とする。

附則第四條の次に次の一条を加える。

(指定健康保険組合の指定の要件及び健康保険組合の準備金の積立に関する特例)

第五條 第二十九條及び第四十六條第二項の適用については、当分の間、これらの規定中「十二分の三」とあるのは「十二分の二」とする。

(防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正)

第二條 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七條の六第二項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第三項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、であつて、その下に「、当該疾病にかかることにより」を加え、ものについて、その治療方法に関する研究に資することを目的としてその「を」こととなるものを当該「に改める。

第十七條の六の二第一項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、「(食事療養及び生活療養を除く)」を削り、同項第二号中(食事療養及び生活療養を除く。以下この号において同じ)「を削り、第十七條の六の五第一項第二号」を「以下この項及び第十七條の六の五第一項に「五十三万円」を「八十三万円」に、十五万円」を「二十五万二千六百円」に、五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号ただし書中「八万三千四百円」を「十四万九千円」に改め、同項第三号中(食事療養及び生活療養を除く)「を削り、第十七條の六の五第一項第三号」を「第十七條の六の五第一項第五号」に、前号」を「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 療養のあつた月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満である自衛官 十六万七千四百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額を合算した金額に係る療養につき防衛大臣が定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が五十五万八千円に満

たないときは、五十五万八千円)から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四 療養のあつた月の標準報酬の月額が二十八万円未満である自衛官等(次号に掲げる者を除く) 五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十七條の六の二第三項第一号中「同条第三項に規定する特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に、当該特定疾患給付対象療養に「を」当該特定疾病給付対象療養に「に改め、同号ただし書中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同項第二号中「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、同条第三項に規定する特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に、当該特定疾患給付対象療養」を「当該特定疾病給付対象療養」に、五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号ただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に「八万三千四百円」を「十四万九千円」に改め、同項第三号中「第一項第二号」を「第一項第五号」に改め、同号ただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第一項第三号に掲げる者 十六万七千四百円と、前条第一項第一号から二までに掲げる金額に係る特定疾病給付対象療養につき防衛大臣が定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額(その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円)から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする)との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四 第一項第四号に掲げる者 五万七千六百円。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十七條の六の二第五項第一号中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第十七條の六の三第一項第二号中「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号ただし書中「八万三千四百円」を「十四万九千円」に改め、同項第三号中「前条第一項第三号」を「前条第一項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき防衛大臣が定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき防衛大臣が定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円)から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額(その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする)との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四 前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき防衛大臣が定めるところにより防衛大臣又はその委任を受けた者の認定を受けている者 五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十七条の六の五第一項第一号中、「又は第三号」を、「から第五号まで」に改め、同項第二号中「五十三万円」を、「八十三万円」に、「百二十六万円」を、「二百十二万円」に改め、同項第三号中「前号」を、「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 基準日の属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の自衛官 百四十一万円
四 基準日の属する月の標準報酬の月額が二十八万円未満の自衛官等（次号に掲げる者を除く。）
六十万円

（船員保険法施行令の一部改正）

第三条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第七号中、「三十九万円」を、「四十四万円」に改める。

第八条第六項及び第七項中、「特定疾患給付対象療養」を、「特定疾病給付対象療養」に改める。

第九条第一項第一号中、「又は第三号」を、「から第五号まで」に改め、同項第二号中「五十三万円」を、「八十三万円」に、「十五万円」を、「二十五万二千六百元」に、「五十万円」を、「八十四万二千円」に改め、同号ただし書中「八万三千四百円」を、「十四万六百元」に改め、同項第三号中「第十二条第一項第三号」を、「第十二条第一項第五号」に、「前号」を、「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 療養のあつた月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者又はその被扶養者 十六万七千四百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを切り上げて、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四 療養のあつた月の標準報酬月額が二十八万円未満の被保険者又はその被扶養者（次号に掲げる者を除く。） 五万七千六百元。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第九条第二項第一号中、「又は第三号」を、「から第五号まで」に改め、同項第二号中「七万五千円」を、「十二万六千三百円」に、「二十五万円」を、「四十二万七千円」に改め、同号ただし書中「四万七千七百円」を、「七万五千円」に改め、同項第三号中「前項第三号」を、「前項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 前項第三号に規定する被保険者 八万三千七百円と、前条第二項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

四 前項第四号に規定する被保険者 二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

第九条第七項第一号中「八まで」を、「ホまで」に改め、同号イ中「特定疾患給付対象療養」を、「特定疾病給付対象療養」に改め、同号イただし書中「特定疾患給付対象療養」を、「特定疾病給付対象療養」に改め、同号ロ中「十五万円」を、「二十五万二千六百元」に、「七万五千円」を、「十二万六千三百円」に、「特定疾患給付対象療養」を、「特定疾病給付対象療養」に、「五十万円」を、「八十四万二千円」に、「二十五万円」を、「四十二万七千円」に改め、同号ロ

ただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を、「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に、「八万三千四百円」を、「十四万六百元」に、「四万七千七百円」を、「七万五千円」に改め、同号ハ中「第一項第三号」を、「第一項第五号」に改め、同号ハただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を、「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次の二号を加える。

八 第一項第三号に掲げる者 十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、八万三千七百円）と、前条第一項第一号イからハまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ）に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

二 第一項第四号に掲げる者 五万七千六百元（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

第九条第七項第二号中「特定疾患給付対象療養であつて」を、「特定疾病給付対象療養であつて」に改め、同号ロ中「特定疾患給付対象療養」を、「特定疾病給付対象療養」に改め、同号ロただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を、「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同項第三号中「特定疾患給付対象療養」を、「特定疾病給付対象療養」に改め、同項第九項第二号中「第一項第三号」の下に、「及び第三号」を加える。

第十条第一項第一号中「八まで」を、「ホまで」に改め、同号ロ中「十五万円」を、「二十五万二千六百元」に、「五十万円」を、「八十四万二千円」に改め、同号ロただし書中「八万三千四百円」を、「十四万六百元」に改め、同号ハ中「前条第一項第三号」を、「前条第一項第五号」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次の二号を加える。

八 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

二 前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより協会の認定を受けている者 五万七千六百元。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第十二条第一項第一号中、「又は第三号」を、「から第五号まで」に改め、同項第二号中「五十三万円」を、「八十三万円」に、「百二十六万円」を、「二百十二万円」に改め、同項第三号中「前号」を、「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 基準日の属する月の標準報酬月額が五十三万円以上八十三万円未満の被保険者 百四十一万円
四 基準日の属する月の標準報酬月額が二十八万円未満の被保険者（次号に掲げる者を除く。）
六十万円

第十一條の三の第六第十項中（食事療養及び生活療養を除く。）を削る。
 第十一條の三の第六第十項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「五十三万円」を「八十三万円」に、「百二十六万円」を「二百十二万円」に改め、同項第三号中「前号」を「第一号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。
 三 基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の組合員 百四十一万円
 四 基準日が属する月の標準報酬の月額が二十八万円未満の組合員（次号に掲げる者を除く。）
 六十万円

第十一條の三の七中、「三十九万円」を「四十万四千元」に改める。
 附則第三十四條の四中、「附則第五條第一項」を、「附則第六條第一項」に改める。
 （国民健康保険法施行令の一部改正）

第六條 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。
 第二十七條の第二第三項第一号中「ものを」を「者の」に改め、同項に次の一号を加える。
 三 七十歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する被保険者であつて、療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者について第二十九條の第三第二項に規定する基準所得額を合算した額が二百十万円以下の者
 第二十九條の第二第六項及び第七項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。

第二十九條の第三第一項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、前々年」の下に「。次号及び第四号において同じ。」を加え、次項に規定する」を削り、「六百万円」を「九百一十万円」に、「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号ただし書中「八万三千四百円」を「十四万九千円」に改め、同項第三号中「第二十九條の四の第三第一項第一号」を「第二十九條の四の第三第一項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。
 三 その被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について療養のあつた月の属する年の前年の基準所得額を合算した額が六百万円を超え九百一十万円以下の場合 十六万七千四百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四 その被保険者の属する世帯に属する全ての被保険者について療養のあつた月の属する年の前年の基準所得額を合算した額が二百十万円以下の場合（次号に掲げる場合を除く。） 五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。
 第二十九條の第三第二項中「前項第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同条第三項第二号中「七万五千円」を「十二万六千三百円」に、「二十五万円」を「四十二万九千円」に改め、同号ただし書中「四万七千七百円」を「七万五千円」に改め、同項第三号中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第一項第三号に掲げる場合 八万三千七百円と、前条第二項に規定する合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

四 第一項第四号に掲げる場合 二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。
 第二十九條の第三第八項第一号中「八まで」を「ホまで」に改め、同号イ中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同号イただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同項第三号中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第九項第二号中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条第十項中「第一項第三号」を「第一項第五号」に、「すべて」を「全て」に改める。
 第二十九條の四第一項第一号中「八まで」を「ホまで」に改め、同号ロ中「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号口ただし書中「八万三千四百円」を「十四万九千円」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

八 前条第一項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより被保険者の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。
 二 前条第一項第四号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより被保険者の認定を受けている者 五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十九條の第三第八項第二号中「特定疾患給付対象療養であつて」を「特定疾病給付対象療養であつて」に改め、同号ロ中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同号ロただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同項第三号中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第九項第二号中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条第十項中「第一項第三号」を「第一項第五号」に、「すべて」を「全て」に改める。
 第二十九條の四第一項第一号中「八まで」を「ホまで」に改め、同号ロ中「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号口ただし書中「八万三千四百円」を「十四万九千円」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

八 前条第一項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより被保険者の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。
 二 前条第一項第四号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより被保険者の認定を受けている者 五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十九條の第三第八項第二号中「特定疾患給付対象療養であつて」を「特定疾病給付対象療養であつて」に改め、同号ロ中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同号ロただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同項第三号中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第九項第二号中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条第十項中「第一項第三号」を「第一項第五号」に、「すべて」を「全て」に改める。
 第二十九條の四第一項第一号中「八まで」を「ホまで」に改め、同号ロ中「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号口ただし書中「八万三千四百円」を「十四万九千円」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

八 前条第一項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより被保険者の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。
 二 前条第一項第四号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより被保険者の認定を受けている者 五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十九條の第三第八項第二号中「特定疾患給付対象療養であつて」を「特定疾病給付対象療養であつて」に改め、同号ロ中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同号ロただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同項第三号中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第九項第二号中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加え、同条第十項中「第一項第三号」を「第一項第五号」に、「すべて」を「全て」に改める。
 第二十九條の四第一項第一号中「八まで」を「ホまで」に改め、同号ロ中「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号口ただし書中「八万三千四百円」を「十四万九千円」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

第二十九条の四第一項第二号中「八まで」を「ホまで」に改め、同号口中「七万五千元」を「十
 二万六千三百円」に改め、同号八中「前条第三項第三号」を「前条第三項第五号」に改め、同号八
 を「七万五千元」に改め、同号八中「前条第三項第三号」を「前条第三項第五号」に改め、同号八
 を同号十とし、同号口の次に次のように加える。

八 前条第三項第三号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところに
 より保険者の認定を受けている者 八万三千七百円と、当該療養につき厚生労働省令で定め
 るところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円に満たないと
 きは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この
 額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを
 切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算
 額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

二 前条第三項第四号に掲げる場合に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところに
 より保険者の認定を受けている者 二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合
 にあつては、二万二千二百円とする。

第二十九条の四の三第一項中「それぞれ」を削り、同項第一号中「又は第三号」を「から第五号
 まで」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に改め、前年」の下に「。次号及び第四号にお
 いて同じ。」を加え、六百円を「九百一十円」に、「百二十六万」を「二百二十二万」に改め、
 同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を
 加える。

三 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民健康保険の世帯主等と同
 の世帯に属する全ての被保険者について基準日の属する年の前々年の基準所得額を合算した額
 が六百円を超え九百一十円以下の場合 百四十一万円

四 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において国民健康保険の世帯主等と同
 の世帯に属する全ての被保険者について基準日の属する年の前々年の基準所得額を合算した額
 が二百十万円以下の場合（次号に掲げる場合を除く。） 六十万円

第二十九条の四の三第二項中「前項第二号」の下に「から第四号まで」を加え、同条第六項中第
 一項第三号を「第一項第五号」に「すべて」を「全て」に改める。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）
 第七條 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改
 正する。

第二十三条の三の三第一項第一号中（以下この条から第二十三条の三の五まで）を（第八項及び
 第九項）に、同項第二号を「同条第二項第二号」に、第二十三条の三の五を「第二十三条の三
 の五第一項、第三項及び第五項並びに」に改め、同条第六項中「特定疾患給付対象療養」を「特定
 疾病給付対象療養」に改め、同条第七項中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」
 に改め、であつて、の下に「、当該疾病にかかることにより」を加え、ものについて、その治療方
 法に関する研究に資することを目的としてその」を「こととなるもの当該」に改める。

第二十三条の三の四第一項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、（食事療養及び
 び生活療養を除く。）を削り、同項第二号中（食事療養及び生活療養を除く。以下この号において
 同じ。）を削り、五十三万円を「八十三万円」に改め、「」の下に「。次号及び第四号におい
 て同じ。」を加え、十五万円を「二十五万二千六百円」に、五十万円を「八十四万二千円」に改
 め、同号ただし書中「八万三千四百円」を「十四万百円」に改め、同項第三号中（食事療養及び生
 活療養を除く。）を削り、第二十三条の三の七第一項第三号を「第二十三条の三の七第一項第五
 号」に、「前号」を「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二
 号を加える。

三 療養のあつた月の給料の額が五十三万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数
 値で除して得た額以上八十三万円を同項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額未満

の組合員又はその被扶養者 十六万七千四百円と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる金額
 を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費
 用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を
 控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額が一円未満の端数がある場合において、
 その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭
 以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多
 数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

四 療養のあつた月の給料の額が二十八万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数
 値で除して得た額未満の組合員又はその被扶養者次号に掲げる者を除く。） 五万七千六百円。
 ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十三条の三の四第二項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、（食事療養及
 び生活療養を除く。）を削り、同項第二号中「七万五千元」を「十二万六千三百円」に改め、（食
 事療養及び生活療養を除く。）を削り、二十五万円を「四十二万七千円」に改め、同号ただし書中
 「四万七千七百円」を「七万五千元」に改め、同項第三号中「前項第三号」を「前項第五号」に改め、
 同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 前項第三号に規定する組合員 八万三千七百円と、前条第二項第一号及び第二号に掲げる金
 額を合算した金額に係る療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した
 費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円
 を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額が一円未満の端数がある場合において、
 その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭
 以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多
 数回該当の場合にあつては、四万六千五百円とする。

四 前項第四号に規定する組合員 二万八千八百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあ
 つては、二万二千二百円とする。

第二十三条の三の四第三項第二号から第四号までの規定及び同条第四項第一号中（食事療養及び
 生活療養を除く。）を削り、同条第七項第一号中「八まで」を「ホまで」に改め、同号イ中「特定
 疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同号イただし書中「特定疾患給付対
 象療養」を「特定疾病給付対象療養」に、特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合に
 を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同号ロ中「十五万円」を「二
 十五万二千六百円」に、「七万五千元」を「十二万六千三百円」に、「特定疾患給付対象療養」を「二
 十五万二千六百円」に、「七万五千元」を「八十四万二千円」に、「二十五万円」を「四十二万
 七千七百円」に改め、同号ロただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定
 疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に、「八万三千四百円」を「十四万百円」に、「四万
 七千七百円」を「七万五千元」に改め、同号ハ中「第一項第三号」を「第一項第五号」に改め、同号
 ハただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高
 額療養費多数回該当の場合」に改め、同号ハを同号ホとし、同号口の次に次のように加える。

八 第一項第三号に掲げる者 十六万七千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものに
 あつては、八万三千七百円）と、前条第一項第一号イからハまでに掲げる金額に係る特定疾
 病給付対象療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に
 要した費用の額（その額が五十五万八千円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつ
 ては、二十七万九千円。以下このハにおいて同じ。）に満たないときは、五十五万八千円）か
 ら五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額が一円未満の端数
 がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、
 その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。
 ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円（七十
 五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、四万六千五百円）とする。

二 第一項第四号に掲げる者 五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

第二十三条の三の四第七項第二号中、「特定疾患給付対象療養であつて」を、「特定疾病給付対象療養であつて」に改め、同号口中、「特定疾患給付対象療養に」を、「特定疾病給付対象療養に」に改め、同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を、「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同項第三号中、「特定疾患給付対象療養」を、「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第九項第二号中、「第一項第二号」の下に、「及び第三号」を加える。

第二十三条の三の五第一項第一号中、「八まで」を、「ホまで」に改め、同号口中、「十五万円」を、「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を、「八十四万二千円」に改め、同号口ただし書中、「八万三千四百円」を、「十四万四千元」に改め、同号口中、「前条第一項第三号」を、「前条第一項第五号」に改め、同号八を同号ホとし、同号口の次に次のように加える。

八 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 十六万七千四百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

二 前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者 五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十三条の三の五第十項中（食事療養及び生活療養を除く。）を削る。
第二十三条の三の七第一項第一号中、「又は第三号」を、「から第五号まで」に改め、同項第一号中「五十三万円」を、「八十三万円」に改め、「一」の下に、「次号及び第四号において同じ。」を加え、「百二十六万円」を、「百二十二万円」に改め、同項第三号中、「前号」を、「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 基準日が属する月の給料の額が五十三万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額以上八十三万円を同項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額未満の組合員 百四十一万円

四 基準日が属する月の給料の額が二十八万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額未満の組合員（次号に掲げる者を除く。） 六十万円

附則第五十二条の五の二中、「附則第五十一条」を、「附則第六条第一項」に改める。
（介護保険法施行令の一部改正）
第八条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の三第六項第一号中、「八まで」を、「ホまで」に改め、同号イ中、「又は八」を、「からホまで」に改め、同号口中、「五十三万円」を、「八十三万円」に、「百二十六万円」を、「百二十二万円」に改め、同号八中（口）の下に、「及び八」を加え、同号八を同号ホとし、同号口の次に次のように加える。

八 基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円以上八十三万円未満の被用者保険被保険者等又はその被扶養者 百四十一万円
二 基準日の属する月の標準報酬月額等が二十八万円未満の被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ホに掲げる者を除く。） 六十万円

第二十二條の三第六項第二号中、「八まで」を、「ホまで」に改め、同号イ中、「又は八」を、「からホまで」に改め、同号口中、「すべて」を、「全て」に改め、「前年」の下に、「八及び二において同じ。」を加え、第二十九條の四の三第一項第二号の「を」を、「第二十九條の四の三第二項に規定する」に、「六百万円」を、「九百一十万円」に、「百二十六万円」を、「百二十二万円」に改め、同号八中、「すべて」を、「全て」に改め、同号八を同号ホとし、同号口の次に次のように加える。

八 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九條の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が六百万円を超え九百一十万円以下の場合 百四十一万円

二 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九條の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が二百十万円以下の場合（ホに掲げる者を除く。） 六十万円

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）
第九條 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第二十二條の三第六項第一号中、「八まで」を、「ホまで」に改め、同号イ中、「又は八」を、「からホまで」に改め、同号口中、「五十三万円」を、「八十三万円」に、「百二十六万円」を、「百二十二万円」に改め、同号八中（口）の下に、「及び八」を加え、同号八を同号ホとし、同号口の次に次のように加える。

八 基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円以上八十三万円未満の被用者保険被保険者等又はその被扶養者 百四十一万円

二 基準日の属する月の標準報酬月額等が二十八万円未満の被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ホに掲げる者を除く。） 六十万円

第二十二條の三第六項第二号中、「八まで」を、「ホまで」に改め、同号イ中、「又は八」を、「からホまで」に改め、同号口中、「すべて」を、「全て」に改め、「前年」の下に、「八及び二において同じ。」を加え、第二十九條の四の三第一項第二号の「を」を、「第二十九條の四の三第二項に規定する」に、「六百万円」を、「九百一十万円」に、「百二十六万円」を、「百二十二万円」に改め、同号八中、「すべて」を、「全て」に改め、同号八を同号ホとし、同号口の次に次のように加える。

八 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九條の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が六百万円を超え九百一十万円以下の場合 百四十一万円

二 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九條の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が二百十万円以下の場合（ホに掲げる者を除く。） 六十万円

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）
第十條 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項第一号イ中、「十五万円」を、「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を、「八十四万二千円」に改める。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)
第十一条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項に次の一号を加える。

三 当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者について第十八条第一項第二号に規定する基礎控除後の総所得金額等の算定の例により算定した額を合算した額が二百十万円以下である者

第十四条第四項及び第五項中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改める。

第十五条第五項第一号口中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

同号口ただし書中、「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、

円」とあるのは、「百七十六万円」と、同項第三号中、「百四十一万円」とあるのは、「百三十五万円」と、同項第四号中、「六十万円」とあるのは、「六十三万円」と読み替えて、新給与令第十七条の六の四から第十七条の六の六までの規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の六の六第一項の規定により同令第十七条の六の四第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る防衛省の職員の給与等に関する法律の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 施行日前の出産に係る船員保険法の規定による出産育児一時金及び家族出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

第八条 施行日前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第九条 特定計算期間に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、第三条の規定による改正後の船員保険法施行令(以下この項において「新船保令」という。)

第十二条第一項第二号中、「百三十五万円」とあるのは、「百七十六万円」と、同項第三号中、「百四十一万円」とあるのは、「百三十五万円」と、同項第四号中、「六十万円」とあるのは、「六十三万円」と読み替えて、新船保令第十一号から第十三号までの規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において船員保険法施行令第十三条第一項の規定により同令第十一号第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る船員保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十条 施行日前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第十一条 特定計算期間に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額介護合算療養費の支給については、第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済法施行令(以下この項において「新私学共済令」という。)

第六条において準用する第五条の規定による改正後の国家公務員共済組合法施行令(以下この項及び附則第十四条第一項において「新国共済令」という。)

第一条の三の六の三第一項第二号中、「百四十一万円」とあるのは、「百三十五万円」と、同項第四号中、「六十万円」とあるのは、「六十三万円」と読み替えて、新私学共済令第六条において準用する新国共済令第十一条の三の六の二(第一項第一号及び第四号並びに第四項を除く。)

並びに第十一条の三の六の四第一項及び第三項の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の四第一項の規定により私立学校教職員共済法施行令第六条において準用する国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る私立学校教職員共済法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

第十二条 施行日前の出産に係る私立学校教職員共済法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 施行日前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第十四条 特定計算期間に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、新国共済令第十一条の三の六の三第一項第二号中、「二百一十二万円」とあるのは、「百七十六万円」と、同項第三号中、「百四十二万円」とあるのは、「百三十五万円」と、同項第四号中、「六十万円」とあるのは、「六十三万円」と読み替えて、新国共済令第十一条の三の六の二から第十一条の三の六の四までの規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において国家公務員共済組合法施行令第十一条の三の六の四第一項の規定により同令第十一条の三の六の二第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る国家公務員共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

第十五条 施行日前の出産に係る国家公務員共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第六条の規定による改正後の国民健康保険法施行令(以下「新国保令」という。)(第二十七条の二第三項第三号の規定は、施行日以後に行われた療養について適用し、施行日前に行われた療養については、なお従前の例による。

2 新国保令第二十七条の二第三項第三号の規定は、昭和二十年一月一日以前に生まれた国民健康保険の被保険者(同月二日以後に生まれ、かつ、七十歳に達する日の属する月の翌月以後である国民健康保険の被保険者の属する世帯に属する者を除く。)(については、適用しない。

第十七条 施行日前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2 昭和二十年一月一日以前に生まれた国民健康保険の被保険者(当該被保険者の属する世帯に属する同月二日以後に生まれた国民健康保険の被保険者を含む。)(に係る国民健康保険法の規定による高額療養費の支給については、新国保令第二十九条の三第一項第四号中、「五万七千六百円」とあるのは、「八万八千円」と、前条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円)から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額)との合算額」とする。

3 昭和二十年一月一日以前に生まれた国民健康保険の被保険者の属する世帯に属する同月二日以後に生まれ、かつ、七十歳に達する日の属する月以前である国民健康保険の被保険者(次条第三項及び第七項において「七十歳未満国保被保険者」という。)(が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者(次条第三項及び第七項において「病院等」という。)(について受けた療養に係る国民健康保険法施行令第二十九条の三第一項第一号イから又までに掲げる額を合算した額が二千万円(同令第二十九条の三第六項に規定する七十五歳到達時特例対象療養(次条第三項及び第七項において「七十五歳到達時特例対象療養」という。)(に係るものにあつては、一万五百円)以上の月にについては、前項の規定は、適用しない。

第十八条 特定計算期間に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、新国保令第二十九条の四の三第一項第二号中、「二百一十二万円」とあるのは、「百七十六万円」と、同項第三号中、「百四十一万円」とあるのは、「百三十五万円」と、同項第四号中、「六十万円」とあるのは、「六十三万円」と読み替えて、新国保令第二十九条の四の二から第二十九条の四の四までの規定を適用する。

2 昭和二十年一月一日以前に生まれた国民健康保険の被保険者(当該被保険者の属する世帯に属する同月二日以後に生まれた国民健康保険の被保険者を含む。)(については、前項の規定中、「六十三万円」とあるのは、「六十七万円」とする。

3 昭和二十年一月一日以前に生まれた国民健康保険の被保険者の属する世帯に属する七十歳未満国保被保険者が特定計算期間における同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る国民健康保険法施行令第二十九条の二第一項第一号イから又までに掲げる額を合算した額が二千万円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上の月がある場合においては、前項の規定は、適用しない。

4 第一項の規定にかかわらず、特定計算期間において国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第二項の規定により同令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

5 平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

6 昭和二十年一月一日以前に生まれた国民健康保険の被保険者(当該被保険者の属する世帯に属する同月二日以後に生まれた国民健康保険の被保険者を含む。)(に係る国民健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給(特定計算期間に行われた療養に係る同法の規定による高額介護合算療養費の支給を除く。)(については、新国保令第二十九条の四の三第一項第四号中、「六十万円」とあるのは、「六十七万円」とする。

7 昭和二十年一月一日以前に生まれた国民健康保険の被保険者の属する世帯に属する七十歳未満国保被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る国民健康保険法施行令第二十九条の二第一項第一号イから又までに掲げる額を合算した額が二千万円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上の月がある同令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する計算期間については、前項の規定は、適用しない。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 施行日前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第二十条 特定計算期間に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、第七十七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令(以下この項において「新地共済令」という。)(第二十三条の三の七第一項第二号中、「二百一十二万円」とあるのは、「百七十六万円」と、同項第三号中、「百四十一万円」とあるのは、「百三十五万円」と、同項第四号中、「六十万円」とあるのは、「六十三万円」と読み替えて、新地共済令第二十三条の三の六から第二十三条の三の八までの規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の八第一項の規定により同令第二十三条の三の六第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

第二十一条 施行日前の出産に係る地方公務員等共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

第十八条 特定計算期間に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、新国保令第二十九条の四の三第一項第二号中、「二百一十二万円」とあるのは、「百七十六万円」と、同項第三号中、「百四十一万円」とあるのは、「百三十五万円」と、同項第四号中、「六十万円」とあるのは、「六十三万円」と読み替えて、新国保令第二十九条の四の二から第二十九条の四の四までの規定を適用する。

2 昭和二十年一月一日以前に生まれた国民健康保険の被保険者(当該被保険者の属する世帯に属する同月二日以後に生まれた国民健康保険の被保険者を含む。)(については、前項の規定中、「六十三万円」とあるのは、「六十七万円」とする。

3 昭和二十年一月一日以前に生まれた国民健康保険の被保険者の属する世帯に属する七十歳未満国保被保険者が特定計算期間における同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る国民健康保険法施行令第二十九条の二第一項第一号イから又までに掲げる額を合算した額が二千万円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上の月がある場合においては、前項の規定は、適用しない。

4 第一項の規定にかかわらず、特定計算期間において国民健康保険法施行令第二十九条の四の四第二項の規定により同令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

5 平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

6 昭和二十年一月一日以前に生まれた国民健康保険の被保険者(当該被保険者の属する世帯に属する同月二日以後に生まれた国民健康保険の被保険者を含む。)(に係る国民健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給(特定計算期間に行われた療養に係る同法の規定による高額介護合算療養費の支給を除く。)(については、新国保令第二十九条の四の三第一項第四号中、「六十万円」とあるのは、「六十七万円」とする。

7 昭和二十年一月一日以前に生まれた国民健康保険の被保険者の属する世帯に属する七十歳未満国保被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る国民健康保険法施行令第二十九条の二第一項第一号イから又までに掲げる額を合算した額が二千万円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上の月がある同令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する計算期間については、前項の規定は、適用しない。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 施行日前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額療養費の支給については、なお従前の例による。

第二十条 特定計算期間に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、第七十七条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令(以下この項において「新地共済令」という。)(第二十三条の三の七第一項第二号中、「二百一十二万円」とあるのは、「百七十六万円」と、同項第三号中、「百四十一万円」とあるのは、「百三十五万円」と、同項第四号中、「六十万円」とあるのは、「六十三万円」と読み替えて、新地共済令第二十三条の三の六から第二十三条の三の八までの規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において地方公務員等共済組合法施行令第二十三条の三の八第一項の規定により同令第二十三条の三の六第一項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた療養に係る地方公務員等共済組合法の規定による高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

第二十一条 施行日前の出産に係る地方公務員等共済組合法の規定による出産費及び家族出産費の額については、なお従前の例による。

第十八条 特定計算期間に行われた療養に係る国民健康保険法の規定による高額介護合算療養費の支給については、新国保令第二十九条の四の三第一項第二号中、「二百一十二万円」とあるのは、「百七十六万円」と、同項第三号中、「百四十一万円」とあるのは、「百三十五万円」と、同項第四号中、「六十万円」とあるのは、「六十三万円」と読み替えて、新国保令第二十九条の四の二から第二十九条の四の四までの規定を適用する。

2 昭和二十年一月一日以前に生まれた国民健康保険の被保険者(当該被保険者の属する世帯に属する同月二日以後に生まれた国民健康保険の被保険者を含む。)(については、前項の規定中、「六十三万円」とあるのは、「六十七万円」とする。

3 昭和二十年一月一日以前に生まれた国民健康保険の被保険者の属する世帯に属する七十歳未満国保被保険者が特定計算期間における同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る国民健康保険法施行令第二十九条の二第一項第一号イから又までに掲げる額を合算した額が二千万円(七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、一万五百円)以上の月がある場合においては、前項の規定は、適用しない。

(介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 特定計算期間に行われた居宅サービス等(介護保険法施行令第二十二條の第二項に規定する居宅サービス等をいう。次項及び第三項において同じ。)又は介護予防サービス等(同条第二項に規定する介護予防サービス等をいう。次項及び第三項において同じ。)に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、第八條の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二條の第三項第六号中「二百二十万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号八中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号二中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と、同項第二号中「二百二十万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号八中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号二中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、同条(介護保険法施行令第二十九條の第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において介護保険法施行令第二十二條の第三項第九項の規定により同条第二項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた居宅サービス等又は介護予防サービス等に係る介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費又は高額医療合算介護予防サービス費の支給については、なお従前の例による。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 特定計算期間に行われた介護療養施設サービス(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。))第八條第二十六項に規定する介護療養施設サービス(以下この条において「旧介護保険法」という。))に係る旧介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費の支給については、第九條の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の第三項第六号中「二百二十万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号八中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号二中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と、同項第二号中「二百二十万円」とあるのは「百七十六万円」と、同号八中「百四十一万円」とあるのは「百三十五万円」と、同号二中「六十万円」とあるのは「六十三万円」と読み替えて、同条(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十九條の第三項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、特定計算期間において健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百三十條の第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の第三項第九項の規定により同条第二項第一号に規定する基準日とみなされた日が施行日前の日である場合における特定計算期間に行われた介護療養施設サービスに係る旧介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

3 平成二十六年七月三十一日以前に行われた介護療養施設サービスに係る旧介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費の支給については、なお従前の例による。

(独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二十四條 施行日前に行われた療養に係る独立行政法人日本スポーツ振興センター法の規定による医療費の支給については、なお従前の例による。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 第十一條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第三項第三号の規定は、施行日以後に行われた療養について適用し、施行日前に行われた療養については、なお従前の例による。

2 第十一條の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七條第三項第三号の規定は、昭和二十年一月一日以前に生まれた後期高齢者医療の被保険者(同月二日以後に生まれた後期高齢者医療の被保険者の属する世帯に属する者を除く。)については、適用しない。

内閣総理大臣 安倍 晋三
総務大臣 山本 早苗
財務大臣 麻生 太郎
文部科学大臣 下村 博文
厚生労働大臣 塩崎 恭久
防衛大臣臨時代理 菅 義偉
国務大臣 菅 義偉